

介護人材確保に係る県の取組みについて

介護支援課 介護人材係

県では、介護人材確保に係る支援事業を以下のとおり実施していますので、ご利用ください。

1 キャリア形成訪問指導事業

事業内容	介護従事者のキャリアアップを支援するため、介護福祉士会等職能団体の有資格者等を講師として介護事業所に派遣し、研修を行います。
費用	講師の派遣を受けることに、介護事業所の負担はありません。ただし、1事業所あたりの利用上限額は150,000円です。
研修例	介護職員の基本的態度、職業倫理、ノーリフトケア、感染予防と対策等 (県ホームページに各研修実施団体において実施可能な研修プログラムを公表しています。)
申込方法	研修実施団体へ直接お申込みください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」→「キャリア形成訪問指導事業」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/fukushi/kaigo/kenshu/career.html

2 介護職員研修受講支援事業

事業内容	介護サービス事業者が、介護職員初任者研修又は実務者研修を職員（介護職員初任者研修については採用予定者を含む）に受講させ、その費用を全額負担する場合において、研修受講費用の一部を助成します。
補助対象者	介護保険法に定める介護サービス事業者
対象経費	受講料及びテキスト代（補講料、再試験料、交通費等は対象外）
補助金額	受講費用の1/2以内 (補助上限 介護職員初任者研修 42,000円/1人、実務者研修 60,000円/1人)
申込方法	県あてに事業計画書を提出してください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」→「介護職員研修受講支援事業」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/170800syoninsya.html

3 外国人介護人材住居借上支援事業

事業内容	介護施設を経営する者が、外国人人材用の住居を借り上げ、居住させる場合、住居借り上げ等に必要な費用を助成します。
対象となる外国人介護人材	「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人が対象です。 なお、補助申請できる外国人介護人材の人数は、受入施設ごとに4名が上限です。
対象経費	賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金、自治会費等（敷金、礼金、更新料は対象外）
補助基準額	居住者負担額を引いた額の1/2以内 (補助上限 月額15,000円/1人)
補助対象期間	雇用開始から1年を経過する日まで
申込方法	県あてに事業計画書を提出してください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html

その他の事業につきましては県ホームページをご確認ください。

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/fukushi/kaigo/jinzaikakuho/index.html>